福島県知事指定　居宅療養管理指導事業所　「フジ薬局　山根店」

●指定事業所番号　０７４０３４１４５８

●事業所所在地　福島県郡山市山根町１２番２６号

●電話番号　（０２４）９３８－４８１１

**運営規程の概要及び重要事項について**

か

**◆運営方針**

要介護者または要支援者にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

**◆指定居宅療養管理指導の内容**

**●利用者の状態に合わせた調剤上の工夫　　　　●薬剤等の居宅への配送**

**●居宅における薬剤の保管・管理に関する指導　●使用薬剤の有効性に関するモニタリング**

**●薬剤の重複投与・相互作用等の回避　　　　　●在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需**

**●使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言●麻薬製材の選択および疼痛管理とその評価　●病態と服薬状況の確認、残薬および過不足の確認、指導●在宅医療機器、用具、材料等の供給**

**●患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言●ADL・QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認**

**●副作用の早期発見、未然防止と適切な処置　　●その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）**

**従事者**

　薬剤師　冨増愛乃

**営業日および営業時間**

【月・火・木・金】午前８：３０～午後６：３０【水】午前８：３０～午後４：３０

【土】午前８：３０～午後１：００　　　　　　【休日】日・祝日及び年末年始

（電話相談応需は２４時間対応しており、緊急時は上記の限りではありません）

**利用料**(自己負担が１割の場合)

単一建物居住者が１人の場合　５１８円/回（月４回まで）

単一建物居住者が２～９人の場合　３７９円/回（月４回まで）

単一建物居住者が１０人以上の場合　３４２円/回（）

情報通信機器を用いて行う場合　４６円/回（月４回まで）

（なお、特別な医療を必要とする場合、例外として月８回となる場合があります）

**●特別な薬剤管理の方は他に加算されます。公費助成などにより負担が変わることがあります。**

●交通費を要する場合、実費をいただきます。

**苦情処理**

居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

**その他運営に関する重要事項**

●健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。

●個人情報に関しては運営規定により利用者に相談のうえ慎重に対処いたします。